第二十九条の二第一項第三号中「第三章の三」を「第三章の四」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ　第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業として高速取引行為を行う場合（ロに規定する場合を除く。）にあつては、その旨

ロ　第一種金融商品取引業及び投資運用業を行わない場合において、第二種金融商品取引業として高速取引行為を行うときにあつては、その旨

ハ　イ及びロに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第二十九条の二第二項第一号中「及び第五号ハ」を「、第五号ハ及び第七号（第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）」に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、同号ロ(2)中「において」を「並びに第三十八条第八号において」に改め、同号ロに次のように加える。

(8)　第六十六条の六十三第一項の規定による第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の六十一第一項第二号、第六号又は第七号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該者が法人であるときは、その業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第二号中「並びに第六十三条第七項第一号ハ、第六十六条の五十三第五号イ並びに第六十六条の六十三第二項」を「、第六十三条第七項第一号ハ」を「、信用格付業者」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた法人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「若しくは金融商品仲介業者」を「、金融商品仲介業者」に改め、「第六十六条の登録を取り消されたことがある場合」の下に「若しくは高速取引行為者であつた個人が第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消されたことがある場合」を加え、同号ヘに次のように加える。

(8)　第六十六条の六十三第一項の規定による第六十六条の五十の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に第六十六条の六十一第一項第二号から第七号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした法人（同項第三号から第五号までのいずれかに該当する旨の同項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出に係る高速取引行為者であつた法人とし、当該通知があつた日前に高速取引行為に係る業務を廃止し、合併（高速取引行為者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、解散をし、分割により当該業務に係る事業の全部を承継させ、又は当該業務に係る事業の全部の譲渡をすることについての決定（当該法人の業務執行を決定する機関の決定をいう。）をしていた者を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

第二十九条の四第一項第二号チ中「若しくは第六十六条の四十二第二項」を「、第六十六条の四十二第二項若しくは第六十六条の六十三第二項」に改め、同項第五号ニ中「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号及び第三十二条の四において同じ。)」を削り、同項に次の一号を加える。

七　第二種金融商品取引業として高速取引行為を行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行い、又は行おうとする場合を除く。）にあつては、第六十六条の五十三第六号ロ若しくはハ又は第七号に該当する者

第二十九条の四第二項中「。第四項」を「。第五項」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項第五号ニ」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第五号ニの「持株会社」とは、子会社（国内の会社に限る。）の株式又は持分の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の総資産の額（内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。）から内閣府令で定める資産の額（内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。）を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第二十九条の四の二第一項中「及び第五号ハ」を「第五号ハ」に、「、第五号ハ及び」を「第五号ハ、」に改める。

第三十一条第一項中「及び第六号」を「、第六号及び第七号ロ」に改め、同条第四項中「又は第六号」を「、第六号又は第七号ロ」に改める。

第三十一条の三の二中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

第三十二条第五項中「第二十九条の四第四項」を「第二十九条の四第五項」に改める。

第三十二条の四中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「持株会社」の下に「(第二十九条の四第三項に規定する持株会社をいう。以下同じ。)」を加える。

第三十三条の三第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ　登録金融機関業務（前条の登録に係る業務をいう。以下同じ。）として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

ロ　イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第三十三条の五第一項第一号中「若しくは」を削り、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、同項第三号中「(第三十三条の二の登録に係る業務をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　高速取引行為者（金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者（金融商品取引業若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行う者として政令で定める者に限る。）を含む。）以外の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為その他これに準ずるものとして内閣府令で定める行為

第三十九条の見出しを「(損失補塡等の禁止)」に改め、同条第一項各号中「補てんし」を「補塡し」に改め、同条第三項中「補てんする」を「補塡する」に改め、「ついて」を削り、同項ただし書中「補てん」を「補塡」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「補てんする」を「補塡する」に改め、「ついて」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、第四項の投資信託の元本に生じた損失の全部又は一部を補塡するため金融商品取引業者等により提供されたものである場合には、適用しない。

第三十九条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号の財産上の利益が、顧客と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得され、又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第六項及び第四十二条の二第六号において同じ。）の元本に生じた損失の全部又は一部を補塡するため金融商品取引業者等（第二条第八項第九号に掲げる行為を業として行う者に限る。第六項において同じ。）により提供されたものである場合には、適用しない。